

特定非営利活動法人山口スマートコミュニティ支援センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人山口スマートコミュニティ支援センターという。
一般呼称については、「NPO山口スマートコミュニティ」、「NPO YSC」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県山口市小郡下郷607番地6に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、主に山口県内に暮らす住民に対して、再生エネルギー推進のための事業を行い、再生エネルギーの発電設備運用のための保守支援と共に、エネルギー・情報・通信などのインフラを融合した域内循環型スマートコミュニティの推進に努め、地域社会のQOLの向上と実現(物理的豊かさ、サービスの量、個々の身近における自立のみならず、精神面を含めた生活全体の豊かさの向上とこれを自ら実現すること)に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) スマートコミュニティ推進事業
- (2) 再生エネルギー設備の運営・保守及び設備保有・売電事業
- (3) エネルギー・情報・通信等のインフラ融合に関わるまちづくり支援事業
- (4) 資源物の回収および再資源化事業

(5) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) スマートコミュニティ事業実現のための調査、設計、監理、請負事業
- (2) DXコンサルティング事業
- (3) IT運用受託事業
- (4) 第5条 前項(4)を除く古物営業法に基づく古物商
- (5) 保守用物品等賃貸事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1

人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金、借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡す

るものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	高杉 英利
副理事長	松浦 良行
理 事	藤川 早人
理 事	河内 洋二
理 事	副島 昌二
理 事	松永 州央
理 事	田口 岳志
監 事	福代 和宏

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成29年3月31日の決算期に関する通常総会終結の時までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。年会費は入会の次年度以降からの徴収とする。なお、個人、法人を問わず、正会員及び賛助会員の年会費は1口以上とする。

(1)入会金	正会員(個人) 5,000円	賛助会員(個人) 5,000円
	正会員(法人) 20,000円	賛助会員(法人) 10,000円

(2)年会費	正会員(個人) 5,000円	賛助会員(個人) 3,000円
	正会員(法人) 20,000円	賛助会員(法人) 10,000円

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 山口スマートコミュニティ支援センター

1 事業の実施方針

・前年度計画した再資源化事業を通じて、関連施設の人材に対し職業能力の開発と雇用機会の拡充に貢献するとともに、その他事業分野での事業拡大の検討を行う。

また、継続事業について安定した事業運営を行い、地域の安定的な自利につながる活動を目指す。

2 事業の実施に関する事業

2-1 特定非営利活動に関わる事業

事業名	具体的な実施内容	(A)該当事業の実施予定日時 (B)該当事業の実施予定場所 (C)従業員の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費 (千円)
(1)スマートコミュニティ推進事業	①自治体へのコンサルティング活動の拡大 ②山口大学との連携講座開催（継続） ③資源物の回収及び再資源化事業 ④自治体等への寄附事業	(A)通年 (B)山大及び自治体、社会施設 (C)240人日	(D)自治体 (E)不特定多数	34,100
(2)再生エネルギー設備の保守・運用及び設備保有・売電事業	①メガソーラ等の保守運用事業 (実施内容) ・定期点検、除草作業、故障対応など	(A)定期点検は四半期毎 除草作業は年4～6回程度 緊急点検は台風・地震発生時 (B)太陽光設備設置場所 (4ヶ所) (C)30人日	(D)保守受託企業 (E)4企業	3,100
	②自治体屋根貸し事業の保守運用受託業務 (実施内容) ・定期点検、緊急点検、故障対応など	(A)定期点検は毎月 緊急点検は台風・地震発生時 (B)太陽光設置の小中学校 (4ヶ所) ◎30人日	(D)保守受託企業及び 設備提供している 自治体 (E)1企業・1自治体	860
	③低圧太陽光発電所（自治体屋根貸し設備含む）による売電事業 (実施内容) ・売電管理、定期点検、除草作業、故障対応など	(A)定期点検は四半期毎 除草作業は年4回程度 緊急点検は台風・地震発生時 (B)太陽光設置場所（6ヶ所） ◎45人日	(D)当NPO及び設備提供している自治体 (E)当NPO及び2自治体	1,750
(3)エネルギー・情報・通信等のインフラ統合に関わるまちづくり支援事業	①自治体ESG担当と連携した地域貢献活動の推進	(A)通年 (B)県内自治体 (C)50人日	(D)協業する自治体 (E)不特定多数	1,243
	②大学などと連携した、エネルギー・情報分野での地域支援事業の検討	(A)通年 (B)大学及び県内自治体 (C)20人日	(D)大学及び提案自治体 (E)不特定多数	700
(4)その他目的を達成するために必要な事業	①新規事業の創出 ・再資源化事業拡大の検討	(A)通年 (B)事務所及び関係機関 (C)90人日	(D)協業する自治体 (E)不特定多数	1,844

43,597

2-2 その他事業

事業名	具体的な実施内容	(A)該当事業の実施予定日時 (B)該当事業の実施予定場所 (C)従業員の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費 (千円)
(1)スマートコミュニティ推進事業（その他事業）	①インフラ設備調査及び関係機関への申請業務 ②情報通信分野での設計・施工管理業務の実施 ③特定非営利活動以外の資源再利用事業の検討 ④第5条 前項(4)を除く古物営業法に基づく古物商	(A)通年 (B)県内全域 (C)100人日	(D)発注企業・関連自治体 (E)2企業・数自治体	3,036
(2)DXコンサルティング事業	①太陽光設備等のDXアプリケーション開発 ②IT化コンサルティング事業の拡大	(A)通年 (B)県内企業 ◎60人日	(D)DX化検討企業 (E)1企業（予定）	1,570
(3)IT運用受託事業	①県内企業を中心に、IT関連ビジネス事業の推進	(A)通年 (B)県内企業 (C)60人日	(D)県内企業への提案 (E)未定	1,300
(4)保守用物品等賃貸事業	①オペレーティング事業の拡大	(A)通年 (B)県内企業 (C)48人日	(D)運用中企業及び検討中企業 (E)5企業（予定）	2,060

令和9年度事業計画書
令和9年4月1日～令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 山口スマートコミュニティ支援センター

1 事業の実施方針

・前年度計画した再資源化事業を通じて、関連施設の人材に対し職業能力の開発と雇用機会の拡充に貢献するとともに、昨年度検討した、その他事業分野での再資源化事業の展開を図る。

また、継続事業について安定した事業運営を行い、地域の安定的な自利につながる活動を目指す。

2 事業の実施に関する事業

2-1 特定非営利活動に関わる事業

事業名	具体的な実施内容	(A)該当事業の実施予定日時 (B)該当事業の実施予定場所 (C)従業員の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費 (千円)
(1)スマートコミュニティ推進事業	①自治体へのコンサルティング活動の拡大 ②山口大学との連携講座開催（継続） ③資源物の回収および再資源化事業 ④自治体等への寄附事業	(A)通年 (B)山大及び自治体、社会施設 (C)250人日	(D)自治体 (E)不特定多数	43,291
(2)再生エネルギー設備の保守・運用及び設備保有・売電事業	①メガソーラ等の保守運用事業 (実施内容) ・定期点検、除草作業、故障対応など	(A)定期点検は四半期毎 除草作業は年4～6回程度 緊急点検は台風・地震発生時 (B)太陽光設備設置場所 (4ヶ所) (C)30人日	(D)保守受託企業 (E)4企業	3,130
	②自治体屋根貸し事業の保守運用受託業務 (実施内容) ・定期点検、緊急点検、故障対応など	(A)定期点検は毎月 緊急点検は台風・地震発生時 (B)太陽光設置の小中学校 (4ヶ所) ◎30人日	(D)保守受託企業及び 設備提供している 自治体 (E)1企業・1自治体	890
	③低圧太陽光発電所（自治体屋根貸し設備含む）による売電事業 (実施内容) ・売電管理、定期点検、除草作業、故障対応など	(A)定期点検は四半期毎 除草作業は年4回程度 緊急点検は台風・地震発生時 (B)太陽光設置場所（6ヶ所） ◎45人日	(D)当NPO及び設備提供している自治体 (E)当NPO及び2自治体	1,835
(3)エネルギー・情報・通信等のインフラ統合に関わるまちづくり支援事業	①自治体ESG担当と連携した地域貢献活動の推進	(A)通年 (B)県内自治体 (C)20人日	(D)協業する自治体 (E)不特定多数	718
	②大学などと連携した、エネルギー・情報分野での地域支援事業の検討	(A)通年 (B)大学及び県内自治体 (C)20人日	(D)大学及び提案自治体 (E)不特定多数	750
(4)その他目的を達成するために必要な事業	①新規事業の創出 ・再資源化事業拡大の検討	(A)通年 (B)事務所及び関係機関 (C)180人日	(D)協業する自治体 (E)不特定多数	4,280

54,894

2-2 その他事業

事業名	具体的な実施内容	(A)該当事業の実施予定日時 (B)該当事業の実施予定場所 (C)従業員の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費 (千円)
(1)スマートコミュニティ推進事業（その他事業）	①インフラ設備調査及び関係機関への申請業務 ②情報通信分野での設計・施工管理業務の実施 ③特定非営利活動以外の資源再利用の推進 ④第5条 前項(4)を除く古物営業法に基づく古物商	(A)通年 (B)県内全域 (C)120人日	(D)発注企業・関連自治体 (E)2企業・数自治体	5,505
(2)DXコンサルティング事業	①太陽光設備等のDXアプリケーション開発 ②IT化コンサルティング事業の拡大	(A)通年 (B)県内企業 ③60人日	(D)DX化検討企業 (E)1企業（予定）	1,810
(3)IT運用受託事業	①県内企業を中心に、IT関連ビジネス事業の推進	(A)通年 (B)県内企業 (C)90人日	(D)県内企業への提案 (E)未定	1,990
(4)保守用物品等賃貸事業	①オペレーティング事業の拡大	(A)通年 (B)県内企業 (C)48人日	(D)運用中企業及び検討中企業 (E)5企業（予定）	2,108

法人名： 特定営利活動法人山口スマートコミュニティ支援センター

令和8年度活動予算書

令和8年 4月 1日 ~ 令和9年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	300,000		300,000
2. 事業収益			
再生エネルギー運用保守事業収益	10,000,000		10,000,000
スマートコミュニティ推進事業収益	38,500,000	6,900,000	45,400,000
太陽光発電事業収益	10,000,000		10,000,000
3. その他収益			
受取利息	10,000		10,000
受取配当金	500,000		500,000
有価証券売却益	250,000		250,000
雑収益	100,000		100,000
貸倒引当金戻入益	30,000	10,000	40,000
経常収益計	59,690,000	6,910,000	66,600,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	7,420,000	3,180,000	10,600,000
雑給	100,000	0	100,000
賞与	420,000	180,000	600,000
法定福利費	1,038,800	445,200	1,484,000
福利厚生費	148,400	63,600	212,000
人件費計	9,127,200	3,868,800	12,996,000
(2)その他経費			
外注費	23,200,000	1,000,000	24,200,000
旅費交通費	1,900,000	600,000	2,500,000
通信費	185,000	100,000	285,000
交際費	200,000	200,000	400,000
寄附金	2,000,000	0	2,000,000
会議費	60,000	60,000	120,000
減価償却費	3,528,000	968,000	4,496,000
賃借料	76,800	0	76,800
地代家賃	600,000	0	600,000
リース料	20,000	130,000	150,000
保険料	500,000	0	500,000
修繕費	20,000	100,000	120,000
水道光熱費	80,000	20,000	100,000
燃料費	200,000	150,000	350,000
消耗品費	500,000	200,000	700,000
租税公課	100,000	500,000	600,000
運賃	30,000	10,000	40,000
事務用品費	50,000	20,000	70,000
広告宣伝費	300,000	0	300,000
支払手数料	400,000		400,000
諸会費	0	0	0
新聞図書費	10,000	0	10,000
貸倒引当金繰入損	30,000	20,000	50,000
支払利息	400,000	0	400,000
雑費	80,000	20,000	100,000
期首棚卸	700,000	0	700,000
仕入高	0	0	0
期末棚卸	△ 700,000	0	△ 700,000
その他経費計	34,469,800	4,098,000	38,567,800
事業費計	43,597,000	7,966,800	51,563,800

2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	3,600,000	400,000	4,000,000
雑給	0		0
賞与	0		0
法定福利費	720,000	80,000	800,000
福利厚生費	72,000	8,000	80,000
人件費計	4,392,000	488,000	4,880,000
(2) その他経費			
旅費交通費	200,000		200,000
通信費	50,000		50,000
交際費	50,000		50,000
会議費	100,000		100,000
賃借料	0		0
地代家賃	400,000		400,000
リース料	100,000		100,000
保険料	15,000		15,000
修繕費	0		0
水道光熱費	120,000		120,000
燃料費	240,000		240,000
消耗品費	50,000		50,000
租税公課	20,000		20,000
運賃	0		0
事務用品費	60,000		60,000
広告宣伝費	200,000		200,000
支払手数料	0		0
諸会費	0		0
新聞図書費	60,000		60,000
雑費	0		0
その他経費計	1,665,000	0	1,665,000
管理費計	6,057,000	488,000	6,545,000
経常費用計	49,654,000	8,454,800	58,108,800
当期経常増減額	10,036,000	△ 1,544,800	8,491,200
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
2. 過年度損益修正益			0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 固定資産除却損			0
2. 過年度損益修正損			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			0
税引前当期正味財産増減額	10,036,000	△ 1,544,800	8,491,200
法人税、住民税及び事業税			2,172,786
当期正味財産増減額			6,318,414
前期繰越正味財産額			44,398,855
次期繰越正味財産額			50,717,269

令和9年度 活動予算書

令和9年 4月 1日 ~ 令和10年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	300,000		300,000
2. 事業収益			0
再生エネルギー運用保守事業収益	10,000,000		10,000,000
スマートコミュニティ推進事業収益	56,500,000	14,900,000	71,400,000
太陽光発電事業収益	10,000,000		10,000,000
3. その他収益			0
受取利息	10,000		10,000
受取配当金	500,000		500,000
有価証券売却益	250,000		250,000
雑収益	100,000		100,000
貸倒引当金戻入益	30,000	10,000	40,000
経常収益計	77,690,000	14,910,000	92,600,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	10,000,000	2,500,000	12,500,000
雑給	100,000	0	100,000
賞与	320,000	80,000	400,000
法定福利費	1,131,200	282,800	1,414,000
福利厚生費	161,600	40,400	202,000
人件費計	11,712,800	2,903,200	14,616,000
(2)その他経費			
外注費	31,200,000	5,000,000	36,200,000
旅費交通費	1,900,000	600,000	2,500,000
通信費	185,000	100,000	285,000
交際費	200,000	200,000	400,000
寄附金	3,000,000	0	3,000,000
会議費	60,000	60,000	120,000
減価償却費	3,100,000	860,000	3,960,000
賃借料	76,800	0	76,800
地代家賃	600,000	0	600,000
リース料	20,000	130,000	150,000
保険料	500,000	0	500,000
修繕費	20,000	100,000	120,000
水道光熱費	100,000	20,000	120,000
燃料費	250,000	200,000	450,000
消耗品費	600,000	300,000	900,000
租税公課	100,000	500,000	600,000
運賃	50,000	50,000	100,000
事務用品費	50,000	50,000	100,000
広告宣伝費	300,000	0	300,000
支払手数料	400,000	300,000	700,000
諸会費	0	0	0
新聞図書費	10,000	0	10,000
貸倒引当金繰入損	30,000	20,000	50,000
支払利息	350,000	0	350,000
雑費	80,000	20,000	100,000
期首棚卸	600,000	0	600,000
仕入高	0	0	0
期末棚卸	△ 600,000	0	△ 600,000
その他経費計	43,181,800	8,510,000	51,691,800
事業費計	54,894,600	11,413,200	66,307,800

2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	3,600,000	400,000	4,000,000
雑給	0		0
賞与	0		0
法定福利費	720,000	80,000	800,000
福利厚生費	72,000	8,000	80,000
人件費計	4,392,000	488,000	4,880,000
(2) その他経費			
旅費交通費	240,000	60,000	300,000
通信費	60,000	40,000	100,000
交際費	60,000	40,000	100,000
会議費	120,000	60,000	180,000
賃借料	80,000	0	80,000
地代家賃	480,000	0	480,000
リース料	30,000	150,000	180,000
保険料	550,000	0	550,000
修繕費	20,000	100,000	120,000
水道光熱費	120,000	20,000	140,000
燃料費	300,000	250,000	550,000
消耗品費	60,000	30,000	90,000
租税公課	120,000	30,000	150,000
運賃	40,000	20,000	60,000
事務用品費	72,000	28,000	100,000
広告宣伝費	500,000		500,000
支払手数料	400,000	300,000	700,000
諸会費	0		0
新聞図書費	72,000	12,000	84,000
雑費	0		0
その他経費計	3,324,000	1,140,000	4,464,000
管理費計	7,716,000	1,628,000	9,344,000
経常費用計	62,610,600	13,041,200	75,651,800
当期経常増減額	15,079,400	1,868,800	16,948,200
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
2. 過年度損益修正益			0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 固定資産除却損			0
2. 過年度損益修正損			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			0
税引前当期正味財産増減額	15,079,400	1,868,800	16,948,200
法人税、住民税及び事業税			4,337,542
当期正味財産増減額			12,610,658
前期繰越正味財産額			50,717,269
次期繰越正味財産額			63,327,926